



厚生労働省発基 1210 第 1 号

労働政策審議会

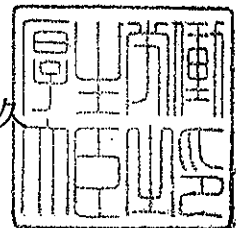
会長 樋口 美雄 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 26 年 12 月 10 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久



労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労災保険率の改正

労災保険率（船舶所有者の事業に係るものを除く。）を、別添一のとおり改正するものとする。

第二 船舶所有者の事業に係る労災保険率の改正

船舶所有者の事業に係る労災保険率を、千分の四十九とすること。

第三 第二種特別加入保険料率の改正

第二種特別加入保険料率を、別添二のとおり改正するものとする。

第四 第三種特別加入保険料率の改正

第三種特別加入保険料率を、千分の三とすること。

第五 労務費率の改正

労務費率（請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率をいう。第七において同じ。）を、別添三のとおり改正するものとする。

第六 請負金額の取扱いの改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定の基礎となる請負金額には、消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。

第七 労務費率の暫定措置の廃止

労務費率について、請負金額に百八分の百五を乗じて得た額に所定の労務費率を乗ずるとしていた暫定的な取扱いを廃止すること。

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第九 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

(別添一)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表			別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表		
事業の種類の種類	事業の種類	労災保険率	事業の種類の種類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の60	林業	林業	1000分の60
漁業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の19	漁業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1000分の20
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の38		定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1000分の88	鉱業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	1000分の88
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の20		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の19

原油又は天然ガス鉱業	1000分の 3
採石業	1000分の 52
その他の鉱業	1000分の 26
水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 79
道路新設事業	1000分の 11
舗装工事業	1000分の 9
鉄道又は軌道新設事業	1000分の 9.5
建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の 11
既設建築物設備工事業	1000分の 15
機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 6.5
その他の建設事業	1000分の 17
食料品製造業	1000分の 6
製 造 業	

原油又は天然ガス鉱業	1000分の 5.5
採石業	1000分の 58
その他の鉱業	1000分の 25
水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 89
道路新設事業	1000分の 16
舗装工事業	1000分の 10
鉄道又は軌道新設事業	1000分の 17
建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の 13
既設建築物設備工事業	1000分の 15
機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 7.5
その他の建設事業	1000分の 19
食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の 6
製 造 業	

繊維工業又は繊維製品製造業	<u>1000分の4.5</u>
木材又は木製品製造業	<u>1000分の14</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の7</u>
印刷又は製本業	<u>1000分の3.5</u>
化学工業	<u>1000分の4.5</u>
ガラス又はセメント製造業	<u>1000分の5.5</u>
コンクリート製造業	<u>1000分の13</u>
陶磁器製品製造業	<u>1000分の19</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の26</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	<u>1000分の7</u>

たばこ等製造業	<u>1000分の6</u>
繊維工業又は繊維製品製造業	<u>1000分の4</u>
木材又は木製品製造業	<u>1000分の13</u>
パルプ又は紙製造業	<u>1000分の7.5</u>
印刷又は製本業	<u>1000分の3.5</u>
化学工業	<u>1000分の5</u>
ガラス又はセメント製造業	<u>1000分の7.5</u>
コンクリート製造業	<u>1000分の13</u>
陶磁器製品製造業	<u>1000分の19</u>
その他の窯業又は土石製品製造業	<u>1000分の26</u>
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	<u>1000分の6.5</u>

非鉄金属精錬業	1000分の 5.5
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の 5.5
鋳物業	1000分の 18
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の 10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の 6.5
めっき業	1000分の 7
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 5.5
電気機械器具製造業	1000分の 3

非鉄金属精錬業	1000分の 7
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の 7
鋳物業	1000分の 17
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	1000分の 10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	1000分の 6.5
めっき業	1000分の 7
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 5.5
電気機械器具製造業	1000分の 3

輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 4
船舶製造又は修理業	1000分の 23
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の 2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 3.5
その他の製造業	1000分の 6.5
運 輸 業	1000分の 4.5
交通運輸事業	1000分の 9
貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 9
港湾荷役業	1000分の 13
電気、ガス、水	1000分の 3

輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 4.5
船舶製造又は修理業	1000分の 23
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の 2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 4
その他の製造業	1000分の 7
運 輸 業	1000分の 4.5
交通運輸事業	1000分の 9
貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 11
港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 16
港湾荷役業	1000分の 3

道又は熱供給の 事業	道又は熱供給の 事業
その他の事業	その他の事業
農業又は海面漁業以外の漁業	農業又は海面漁業以外の漁業
1000分の 13	1000分の 12
清掃、火葬又はと畜の事業	清掃、火葬又はと畜の事業
1000分の 12	1000分の 13
ビルメンテナンス業	ビルメンテナンス業
1000分の 5.5	1000分の 5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業
1000分の 7	1000分の 6.5
通信業、放送業、新聞業又は出版業	通信業、放送業、新聞業又は出版業
1000分の 2.5	1000分の 2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
1000分の 3.5	1000分の 3.5
金融業、保険業又は不動産業	金融業、保険業又は不動産業
1000分の 2.5	1000分の 2.5
その他の各種事業	その他の各種事業
1000分の 3	1000分の 3

(別添二)

下線が改正部分

改 正 案		現 行	
別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表		別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表	
事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種 類	事業又は 作業の種 類の番号	第2種特別 加入保険料 率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	特 1	<u>1000分の13</u>
特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	特 2	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	特 3	<u>1000分の46</u>
特 4	労災保険法施行規則	特 4	1000分の52

		第46条の17第4号の事業		
特	5	労災保険法施行規則 第46条の17第5号の事業	1000分の7	1000分の7
特	6	労災保険法施行規則 第46条の17第6号の事業	1000分の14	1000分の13
特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	1000分の49	1000分の50
特	8	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の3	1000分の4
特	9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の3	1000分の4
特	10	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の16	1000分の15
特	11	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	1000分の7	1000分の8
		第46条の17第4号の事業		
		第46条の17第5号の事業		
		第46条の17第6号の事業		
		第46条の17第7号の事業		
		第46条の18第1号ロの作業		
		第46条の18第2号イの作業		
		第46条の18第3号イ又はロの作業		
		第46条の18第3号ハの作業		

特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の17	特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	1000分の16
特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の4	特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	1000分の3
特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18	特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ヘの作業	1000分の18
特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の3	特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	1000分の4
特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の9	特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の9
特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の4	特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	1000分の5
特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の6	特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	1000分の7

(別添三)

下線が改正部分

改 正 案		現 行	
別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表		別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表	
事業の種類の種類	事業の種類	事業の種類の種類	請負金額に乘 ずる率
建設事業	水力発電施設、 ずい道等新設事業	水力発電施設、 ずい道等新設事業	<u>19%</u>
	道路新設事業	道路新設事業	20%
	舗装工事業	舗装工事業	18%
	鉄道又は軌道新設事業	鉄道又は軌道新設事業	<u>25%</u>
	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	<u>23%</u>
	既設建築物設備工事業	既設建築物設備工事業	<u>23%</u>

	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>40%</u> <u>22%</u>	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>38%</u> <u>21%</u>
	その他の建設事業	<u>24%</u>	その他の建設事業	<u>23%</u>